

総合科学技術会議 重点分野推進戦略専門調査会
社会基盤プロジェクト運営規則(案)

平成13年4月25日
重点分野推進戦略専門調査会
社会基盤プロジェクト

(プロジェクトの運営)

第1条 社会基盤プロジェクト(以下「プロジェクト」という)の会合における議事の手続き、その他プロジェクトの運営に関しては、法令及び総合科学技術会議運営規則、重点分野推進戦略専門調査会運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(リーダー)

第2条 リーダーは、プロジェクトの事務を掌理する。

2 リーダーがプロジェクト会合に出席できない場合は、あらかじめリーダーの指名するメンバーがその職務を代理する。

(メンバーの欠席)

第3条 プロジェクトに属するメンバーがプロジェクト会合を欠席する場合は、代理人をプロジェクト会合に出席させることはできない。

2 プロジェクト会合を欠席するプロジェクトメンバーは、リーダーを通じて、当該プロジェクト会合における討議事項につき、書面により意見を提出することができる。

(公開)

第4条 プロジェクト会合は、原則として公開する。ただし、リーダーが会合を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりプロジェクト会合を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(討議内容等の公表等)

第5条 リーダーは、プロジェクト会合における討議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、リーダーが討議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、プロジェクト会合の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、プロジェクトに関し必要な事項は、リーダーが定める。